

ID: 316

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市畜産センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可及び使用料)</p> <p>第3条 畜産センターを利用しようとする者は、あらかじめ名寄市畜産センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出して、名寄市畜産センター利用許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料(使用料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第4条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、畜産センターの利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公益上支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 畜産センターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) その他市長が適当でないとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日